

## 2 豊かな心を育む教育の推進

心の教育を重視する観点から、幼児教育施設、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校において、全ての学校教育活動を通じて、豊かな心と将来への夢を育む教育を推進する。

### 道徳教育の充実

努力事項	具現化のための取組
<p>1 幼児期の教育における心の教育の充実</p> <p>2 小・中学校等における道徳教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日々の遊びや生活を通して、人と関わる力の基礎を養い、道徳性の芽生えを培うための指導の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思いを伝え合ったり、試行錯誤したりしながら一緒に活動する楽しさや、共通の目的が実現する喜びを味わう体験の重視</li> <li>・ してよいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動するようになるための指導の充実</li> <li>・ 自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりを守る必要性を感じられる体験の重視</li> <li>・ 身近な動植物との関わりの中で、生命の不思議さや尊さに気付き、生命を大切にすることを育む体験の重視</li> </ul> </li> <li>○ 道徳科における「考え、議論する道徳」への質的転換の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮した質の高い多様な指導方法の工夫（読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等）</li> </ul> </li> <li>○ いじめの防止等に資する道徳教育の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえた全ての教育活動を通じた道徳教育の充実</li> </ul> </li> <li>○ 道徳科の授業におけるICTの効果的な活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人1台端末を活用した「考え、議論する道徳」の推進による「主体的・対話的で深い学び」の充実</li> </ul> </li> <li>○ 情報モラルに関する指導の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮した「情報社会の倫理」、「法の理解と遵守」等、情報モラルに関する指導の充実</li> </ul> </li> <li>○ 「指導と評価の一体化」の実現を目指した道徳科の評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の児童生徒との比較ではなく、児童生徒一人一人の道徳性に係る成長を認め励ます個人内評価の充実</li> <li>・ 組織的、計画的な評価の推進と評価方法の工夫改善</li> <li>・ 道徳科の授業に対する評価と指導の改善</li> </ul> </li> <li>○ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長の明確な道徳教育の方針及びリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心とする組織的な指導体制の確立と校内研修の充実</li> <li>・ 道徳教育の全体計画と道徳科の年間指導計画及び別業の改善</li> <li>・ 道徳教育と各教科等の目標、内容及び教材との関わりを明確化</li> <li>・ 道徳性の育成に資する体験活動の推進</li> <li>・ 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮した道徳教育の推進</li> </ul> </li> </ul>
<p>3 高等学校における道徳教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「道徳」の授業を要とした道徳教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「道徳」の内容を取り入れた探究活動の実施</li> <li>・ 第2学年のホームルーム活動の時間における「道徳プラス」の実施</li> <li>・ 校内推進委員会を中心とした体制整備の充実</li> <li>・ 校内研修の充実</li> <li>・ 生徒の実態を踏まえた指導内容や指導方法の創意工夫</li> <li>・ ゲストティーチャーの効果的な活用</li> <li>・ 道徳教育を支える学校環境の整備</li> </ul> </li> <li>○ 学校の教育活動全体を通じて行う人間としての在り方生き方に関する教育の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校としての指導の重点や方針を明確にした道徳教育全体計画の作成</li> <li>・ 令和4年度に改訂される学習指導要領における公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを踏まえた道徳教育の実施</li> </ul> </li> </ul>
<p>4 家庭・地域社会との連携の強化による道徳教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭・地域社会と学校が一体となった取組の積極的な推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳科の授業公開の推進及び道徳だより等による情報発信</li> <li>・ 家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解のうえに立った相互連携の推進</li> <li>・ 郷土を愛する心などを育む道徳教育の推進</li> </ul> </li> </ul>

## 特別活動の充実

努力事項	具現化のための取組
<p>1 自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てる指導の充実</p> <p>2 よりよい人間関係を築き、安心して学び合える集団の基盤を形成する指導の充実</p> <p>3 自己肯定感や自己有用感、学習や生活への意欲を高める評価の工夫、改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級活動(1)・ホームルーム活動(1)並びに児童会・生徒会活動等における自発的、自治的な活動の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「合意形成を図って取り組む」という特質を踏まえた学習過程の展開〔上記の特質を踏まえた学習過程（例）〕</li> <li>①問題の発見、②解決方法等の話し合い、③解決方法の決定（合意形成）、④決めたことの実践（役割を分担・協力して実践）、⑤振り返り</li> <li>・児童会活動における異年齢集団活動、生徒会活動におけるボランティア活動等の自己有用感を醸成する活動の実施</li> </ul> </li> <li>○ 自発的、自治的な活動の学習過程におけるそれぞれの活動の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な意見を認め合い、折り合いを付けて集団としての意見をまとめる話し合い活動の工夫</li> <li>・必要な組織をつくったり、自他のよさを生かした役割を分担したりし、全員で協力して実践する活動の工夫</li> <li>・互いのよさや努力を認め合い、所属感や連帯感、自己有用感等を高める振り返りの工夫</li> <li>・シティズンシップ教育の充実に向けた取組（高校）</li> </ul> </li> <li>○ 児童生徒が自由な意見交換を行い、全員が等しく合意形成に関わり、役割を分担して協力する学級活動（上記取組）の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※児童生徒同士の心理的な結び付きが培われ、「いじめ」や「不登校」等の未然防止につながる。</li> </ul> </li> <li>○ 主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の課題に対応した指導を行うカウンセリングの充実</li> <li>○ 公民科と連携を図った上での道徳教育の推進（高校）</li> <li>○ 児童生徒一人一人のよさや可能性などを積極的に認める多面的・総合的な評価の工夫、改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の過程における児童生徒の努力や意欲を教師が積極的に見取り、適時フィードバックを行う工夫</li> <li>・児童生徒の活動状況について組織的に情報共有を図る評価体制の確立</li> <li>・児童生徒自身の自己評価や集団の成員相互による評価の工夫</li> </ul> </li> <li>○ いばらきキャリア・パスポートの活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が、学期末や学年末に、それまでの活動の記録や自己評価等を取捨選択するなど、総括的に5枚以内にまとめる振り返りの実施</li> </ul> </li> </ul>

## 福祉教育の充実

努力事項	具現化のための取組
<p>1 ねらいを明確にした指導計画の作成と、教科等の指導計画への位置付け</p> <p>2 ボランティア活動等の意義の理解と体験的な活動を重視した指導の充実</p> <p>3 家庭や地域社会、関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導目標を明確にした指導計画の作成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児児童生徒及び地域の実態を踏まえた、学校としての指導目標の明確化</li> <li>・各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動等における福祉教育の推進</li> <li>・少子高齢社会に対応した、計画的、継続的な活動の推進</li> </ul> </li> <li>○ 児童生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高める指導内容・方法の工夫改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・思いやりや助け合いの心の育成と、社会の一員としての自覚を高めるための職場・就業体験活動やボランティア活動等、社会奉仕体験活動の充実</li> <li>・児童生徒が福祉の問題を自らの問題として捉え、主体的に解決しようとする態度を育成する指導の工夫</li> <li>・教師と児童生徒、児童生徒相互の触れ合いを心掛け、共に喜び、共に感動できる体験的な活動の充実</li> </ul> </li> <li>○ 心の触れ合いの場の設定                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のボランティア活動や行事等への積極的な参加の推進</li> <li>・特別支援学校との交流及び共同学習の推進</li> <li>・地域の高齢者との触れ合いや交流活動の推進</li> <li>・社会福祉協議会等関係機関との連携を図った活動の工夫</li> <li>・広報活動や授業公開における啓発活動の工夫</li> </ul> </li> </ul>

## 人権教育の充実

努力事項	具現化のための取組
<p>1 幼児児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえた人権教育の推進体制の整備と充実</p> <p>2 人権尊重の精神の涵養と、自他のよさを認め合える人間関係を形成する指導方法等の改善・充実</p> <p>3 人権教育の推進を図るための研修の充実</p> <p>4 学校と家庭・地域社会との連携と啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>人権感覚を身に付け、人権意識を育む人権教育の推進体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全校体制での組織的・継続的な推進</li> <li>・ 幼児児童生徒及び地域の実態や課題の把握と発達段階に応じた人権教育目標の設定（学校教育目標との関連を図る）</li> <li>・ 幼児児童生徒や地域の実態等を踏まえた、全体計画・推進計画・年間指導計画の作成と全職員での共有及び共通実践</li> <li>・ 各計画に沿った取組の点検・評価、見直し（改善）</li> </ul> </li> <li>○ <b>教育活動全体を通して、互いの人権を尊重し合い明るい社会を築いていこうとする幼児児童生徒の育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権に関する知的理解と人権感覚を身に付け、人権意識を育み、一人一人を大切にされた学級経営の充実</li> <li>・ 幼児児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法等の工夫</li> <li>・ 人権コーナーの設置を含めた、校内の掲示物や教室環境、言語環境等における、人権に配慮した環境づくり及び点検</li> <li>・ 様々な人権課題を正しく理解する教育活動の充実</li> <li>・ 自分の大切さとともに、他の人も大切にしようとする思いが、具体的な態度や行動に現れるような実践的な態度の育成</li> <li>・ 一人一人の「学び」と「心の居場所」を保障する授業づくり、人間関係づくりの工夫</li> <li>・ 教科等における協力的、参加的、体験的な学習を取り入れるなど人権が尊重される授業づくり</li> <li>・ 道徳科との関連を重視した指導方法の充実</li> <li>・ シティズンシップ教育の充実に向けた取組（高校）</li> </ul> </li> <li>○ <b>教職員自らの人権に関する認識をさらに深め、指導力の向上を図るための研修の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員自らが人権尊重の理念を深く認識し、人権に関する知的理解と人権感覚を身に付けるための、計画的、継続的な研修の充実</li> <li>・ 人権教育の指導方法等の改善・充実</li> <li>・ 人権に配慮した環境づくりのための研修の充実、言語環境への配慮についての研修の充実（教職員の発する言葉等）</li> <li>・ 様々な人権課題を正しく理解するための研修の充実</li> <li>・ 人権教育の日常化を図り、一人一人の幼児児童生徒を大切にするための「人権感覚チェックリスト」（人権教育指導資料第42集）の活用</li> <li>・ 関係資料の整備と効果的な活用（ミニ研修等での活用の推進）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]（平成20年3月・人権教育の指導方法等に関する調査研究会議・文部科学省）の活用</li> <li>※人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について（平成25年10月・人権教育の指導方法等に関する調査研究会議・文部科学省）の活用</li> <li>※人権教育に関する特色ある実践事例（平成23～27年度・文部科学省HP）の活用</li> <li>※人権教育指導資料第26～43集（茨城県教育委員会）の活用</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ <b>家庭・地域社会に対する人権課題の正しい理解と啓発活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権課題を正しく理解するための内容を載せた学校だよりの発行、学校Webページ等への掲載による日常的な発信</li> <li>・ 家庭教育学級、授業公開等における人権教育を意識した取組の工夫</li> <li>・ 学校と社会教育機関及び人権擁護機関との連携                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※社会福祉体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 生徒指導の充実

### 努力事項

### 具現化のための取組

1 生徒指導の方針・基準を明確化・具体化した指導体制の充実

- 児童生徒の実態を把握し、学校の課題を明確にした生徒指導体制づくり
  - ・確かな児童生徒理解に基づく信頼関係の構築
  - ・校長のリーダーシップのもと迅速かつ適切な初期対応と組織力の強化
  - ・発達障害等の理解と二次障害の可能性を考慮した総合的な支援
- いじめ防止等のための取組の推進
  - ・茨城県いじめの根絶を目指す条例を踏まえた取組の実施
  - ・学校いじめ防止基本方針の実効性を高めるための定期的な見直し
  - ・学校いじめ対策組織が、組織的対応の中核として実効的に機能する体制づくり
  - ・いじめの積極的な認知と学校内の情報共有、早期発見及び解消に向けた組織的対応
  - ・いじめの重大事態対応マニュアルを活用した迅速かつ適切な対応
- 不登校の未然防止と児童生徒の社会的自立に向けた取組
  - ・児童生徒が不登校にならないような魅力ある学校づくりの推進
  - ・個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援策の策定
  - ・学校間や関係機関での必要に応じた情報共有及び児童生徒理解・支援シート等の引継ぎなど、継続した組織的・計画的な支援

2 日常生活上の諸問題を児童生徒が自ら解決する取組の充実

- 生徒指導上の課題に対応した研修等の充実
  - ・スクールロイヤーを活用したいじめ問題等への対策の充実  
(例：未然防止のための教職員研修や児童生徒への予防教育の実施)
  - ・スクールカウンセラーを活用した授業プログラム・校内研修の実施
  - ・インターネット上のトラブルやSNSの利用に起因した犯罪から子供たちを守る対策の充実  
(例：県メディア教育指導員等による講習会や警察等と連携した情報モラル教室の実施)
- よりよい人間関係を構築するための取組の活性化
  - ・いじめ等問題行動の未然防止のため、「授業スタイルブック」の活用による、児童生徒の居場所づくりとともに、児童生徒が互いに認め合い、励まし合う生徒指導の視点を取り入れた授業づくり・集団づくりの推進
- いじめ等問題行動に向かわないための児童生徒の自主的な活動の充実
  - ・児童会、生徒会活動を中心とした児童生徒主体の活動の活性化  
(例：いじめ未然防止フォーラム、通信機器等の安全な使用に向けた学級での話し合い活動等)
- SOSの出し方に関する教育の推進
  - ・困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育（SOSの出し方に関する教育）の年1回以上の実施
  - ・児童生徒が出すSOSに気付き、適切に対応できる資質・能力の向上

3 子供の自律と社会の一員としての自覚を促す指導の充実

- 自己実現を促す指導・支援の促進
  - ・日常の様々な学校生活の場面における自己決定や互いに認め合う機会の設定
  - ・自己存在感や自己有用感を高める工夫や共感的理解を深める工夫
  - ・児童生徒が明確な目標を掲げ、その達成に向けて根気強く努力し、自らを振り返る活動の促進
- 生命尊重の教育の充実
  - ・道徳教育や特別活動など、学校教育活動全体を通して、「お互いの人格の尊重」や「命の大切さ」についての指導の実践
- 規範意識の高揚、公共の場におけるマナーの向上
  - ・児童生徒が自分自身の行動について見つめ、考えることのできる指導の工夫と自己指導能力の育成
  - ・あいさつ運動やマナーアップ運動など、児童生徒の規範意識の高揚やマナーの向上を図る取組の実施

4 子供の声、保護者の声、地域の声を真剣に受け止め、連携・協力して問題を解決する態勢づくり

- 一人一人の悩みや不安に寄り添う教育相談体制の充実
  - ・定期的な教育相談の実施
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家の積極的・効果的な活用と関係機関等との日常的な連携による支援の充実
  - ・児童生徒が互いに認め合い、支え合う主体的活動の支援
  - ・いじめ等の悩みや不安に早期に対応するための取組の徹底
  - ・小さな変化やサインを見逃さない日常的・定期的な情報収集による多角的な実態把握  
(例：「いじめ発見チェックリスト」の活用や「学期1回以上の定期的なアンケートの実施」)
  - ・いじめ等の悩みに関する相談や情報提供ができる窓口の周知  
(例：「子どもホットライン」「いばらき子どもSNS相談」「いじめ・体罰解消サポートセンター」等の積極的な周知)
- 学校と家庭、地域社会、関係機関との情報連携の推進と行動連携の強化
  - ・学校いじめ防止基本方針等の保護者や地域への周知及び共通認識に基づくいじめ等問題行動への連携した取組の推進  
(例：ホームページへの掲載や学校だより等の活用)
  - ・「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」の運用による警察署との連絡・相談
  - ・青少年相談員等の地域関係団体と連携した具体的な非行防止策の構築
  - ・児童虐待等に早期に対応するための児童相談所等との連携強化
  - ・保・幼・小・中・高・特別支援学校等の校種間連携の充実
  - ・「茨城県いじめ問題対策連絡協議会」の構成団体との連携によるいじめの未然防止等の取組